

北九州スタジアム【場外】 芝生保護材貸出管理規程

北九州市が所有する芝生保護材に関し、北九州スタジアム場外への貸出しについて必要な事項を次のとおり定める。

(目的)

第1条 この芝生保護材は、北九州スタジアムに付帯する備品として場内での使用を想定しているが、場内での貸出し予定がない期間に限定して、場外への貸出しを行い、備品の有効活用を図ることを目的とする。

(使用の制限)

第2条 市は、次の事項に該当する者及び団体に対しては、芝生保護材の申込みを拒むことができる。

- (1) 芝生保護材が破損するおそれがあるイベント等を行おうとする者。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 暴力的な不法行為等を行うおそれがある者。
- (4) その他管理上支障があると認められる者。

(使用許可申請の受付)

第3条 借受者は、使用許可申請前に市に対して、借受希望日など事前相談を行うこと。

- 2 市が、北九州スタジアムの場内での使用予定がなく、場外への貸出し可能と判断した場合、借受者は、市に使用許可申請書（様式第4号）を提出するものとする。

(使用の許可)

第4条 市は、借受者に使用を許可するときは、使用許可書（様式第5号）を交付する。

- 2 使用許可にあたっては、北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号）に基づき、使用団体が暴力団か、福岡県警察に照会を行うものとする。
- 3 照会により、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）であることが判明したときは、第2条（使用制限）に基づき、使用を拒否するものとする。
- 4 使用の許可を行ったのちに、その使用が暴力団を利する恐れがあることが判明した場合、使用許可の取消しを行うものとする。

(使用料)

第5条 1枚あたり(75cm×75cm)1回1,000円とし、原則、1パレット単位(6枚×19段=114枚)で貸出すものとする。

2 1回あたり7日以内、7日を超える場合は、以降1日毎に1枚100円を加算する。

(使用方法)

第6条 この芝生保護材は、以下の用途で使用する。

(1)観客用

(2)その他市及び施設管理者が協議の上認めるもの

2 使用にあたっては、芝生保護材の耐荷重以上の载荷を行わないこと。

3 その他、市及び施設管理者の指示に従うこと。

(使用の条件)

第7条 使用料算定上の貸出日数は、実際に使用した日数(設置～イベント期間～撤去)とする。(運搬や洗浄・消毒に要した日数は、貸出日数に含めない)

2 返却前に必ず2回洗浄(全体・細部)を行うこととし、消毒・乾燥まで行うこと。

3 洗浄の方法や消毒の種類など詳細については、施設管理者の指示に従うこと。

4 原則、洗浄・消毒、これらに関する一連作業については、施設管理者の指定する業者に外注するものとし、特別な理由等により当該業者に外注しない場合、使用許可申請前の事前相談時に、市の了承を得ること。

(使用料の減免)

第8条 使用料の全部又は一部の免除を受けて使用しようとする者は、使用料減免申請書(様式第7号)に必要事項を記入のうえ、市に提出しなければならない。

ただし、別表第1の(1)の区分に該当する者はこの限りではない。

2 使用料を減免する場合及びその減免の率は、別表第1のとおりとする。

3 市は、使用料の減免について決定通知書(様式第8号)を交付する。

(使用料の支払い)

第9条 借受者は、芝生保護材を返却後、市が指定する納付書により、使用料の支払いを行うこと。

(賠償責任)

第10条 使用許可の取消し等により、借受者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(借受者の守るべき事項)

第11条 借受者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 転貸禁止とする。
- (2) 芝生保護材の貸出しに係る、運搬や設置・撤去、洗浄・消毒、これらに関する費用については、借受者の負担とする。
- (3) 返却時、借受者側で枚数・破損等の確認をし、最終確認を市が行う。今回の使用による破損等が生じた場合、借受者の負担で補修または補充を行うなど、市と協議の上、原状回復をして返却すること。
- (4) 使用後1ヶ月以内に、使用報告書(様式第6号)を市に提出すること。
- (5) その他、本書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、市と協議を行うものとする。

付 則

この規程は令和3年1月27日から施行する。

付 則

この規程は令和3年8月23日から施行する。

この芝生保護材は、ボートレース若松の収益金を財源の一部として活用し購入しました。



BOAT RACE 若松

別表第1

区 分	減免の割合
(1) 市が主催して行う事業又は行事のために使用するとき	10割
(2) 市と共催により使用するとき	10割
(3) 市の後援により使用するとき	5割

芝生保護材使用許可申請書【場外】

北九州市長 北橋 健治 様

団体名
申請者 代表者
住 所〒
連絡先 (電話)

芝生保護材貸出管理規程により、下記のイベントで使用するので申請します。なお、この申請書及び添付資料について事実と相違ないこと、並びに暴力団等の反社会的勢力に該当せず、及び申請した事業に反社会的勢力を一切関与させないことを誓約します。

また、暴力団排除の取り組みのために、必要な官公庁への照会を行うことに同意します。

イベント名称	
使用期間	
開催場所	
主催者	
参加料	
イベント概要	
イベント予算	
役員名簿	
特記事項	

種別	単位 (A)	使用料 (1枚) (B)	計 (A) × (B)	減免額	差引使用料
芝生保護材	枚	1,000 円	円	円	円

この芝生保護材は、ボートレース若松の収益金を財源の一部として活用し購入しました。



様式第5号

北九市スス第 号
令和 年 月 日

芝生保護材使用許可書【場外】

団体名
申請者 代表者 様
住 所 〒
連絡先 (電話)

北九州市長 北橋 健治

令和 年 月 日付申請のあった芝生保護材の使用について許可する。

イベント名称	
使用期間	
開催場所	
主催者	
厳守事項	芝生保護材貸出管理規程を厳守すること。

この芝生保護材は、ボートレース若松の収益金を財源の一部として活用し購入しました。



BOAT RACE 若松

様式第6号

令和 年 月 日

芝生保護材使用報告書【場外】

北九州市長 北橋 健治 様

団体名
申請者 代表者
住 所〒
連絡先（電話）

北九市スス第 号にて承認のありました、芝生保護材の使用について、別添のとおり報告します。

(添付資料)

- ・ イベント実績資料
- ・ 芝生保護材を使用した写真

この芝生保護材は、ボートレース若松の収益金を財源の一部として活用し購入しました。



様式第7号

令和 年 月 日

芝生保護材使用料減免申請書【場外】

北九州市長 北橋 健治

団体名
申請者 代表者
住 所〒
連絡先（電話）

次のとおり使用料を減免して下さるよう申請します。

1 イベント名称	
2 使用期間	
3 開催場所	
4 主催者	
5 減免申請理由	1 市共催 2 市後援 3 その他

この芝生保護材は、ボートレース若松の収益金を財源の一部として活用し購入しました。



様式第8号

北九市スス第 号
令和 年 月 日

芝生保護材使用料減免決定通知書【場外】

団体名
申請者 代表者 様
住 所 〒
連絡先 (電話)

北九州市長 北橋 健治

令和 年 月 日 付で申請のあった使用料の減免については、次の通り決定したので通知します。

1 イベント名称	
2 使用期間	
3 開催場所	
4 主催者	
5 決定	<p>1 芝生保護材貸出管理規程第8条第2項により使用料を <u>100</u> 減免する。</p> <p>2 減免しない。</p>

この芝生保護材は、ボートレース若松の収益金を財源の一部として活用し購入しました。



BOAT RACE 若松